

Ⅱ

社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

1 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」（社会福祉法第22条）設立された特別な法人です。社会福祉事業の経営主体は多様化する傾向にありますが、社会福祉法人は依然としてその「主たる担い手」（社会福祉法第24条）として重要な位置を占めています。

社会福祉法人数は、昭和26年に社会福祉事業法の制定によりその制度が創設されて以来、年々増加を続けており、東京都管内では令和7年4月1日現在で1,087法人となっています。

なお、社会福祉法人等の連携方策の新たな選択肢として、令和4年度から社会福祉連携推進法人が制度化されています。

社会福祉法人数の推移

（年度当初数。社会福祉協議会を含む。）

年 度	平成 元	平成 10	平成 20	平成 30	令和 5	令和 6	令和 7
法人数	629	760	982	1,069	1,085	1,088	1,087

社会福祉事業の利用形態は、行政による措置から事業者と利用者との契約へと移行が進んでいます。このため、社会福祉法人は創意工夫により自主的に経営基盤の強化を図ることが求められています。

一方、税制上の優遇措置や補助金等の公費が投入される公益性の極めて高い法人であることから、経営の透明性を確保することが特に求められています。

このため、社会福祉法人に対する指導検査は、評議員会及び理事会の適正な開催や予算・決算、財産の状況の確認などを中心に、社会福祉法第58条を踏まえた運営指導と連携しながら社会福祉法第56条の規定に基づいて行っています。

なお、社会福祉法人の所轄庁ごとの法人数は以下のようになっています。

（単位：法人）

所轄庁	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日	令和7年 4月1日
厚生労働大臣	29	29	29
東京都知事	330	329	331
特別区長・市長	726	730	727
合 計	1,085	1,088	1,087

(1) 令和6年度 検査実施状況

社会福祉法人については、一部の法人（全体の20.2%に当たる68法人）に対して実地検査を行いました。

（単位：法人）

対象数(a)	実地検査数(b)	うち文書指摘法人数	実施率(b/a)
336	68	56	20.2%

※対象数、実地検査数及び文書指摘法人数については、国及び区市所管の社会福祉法人を含みません。

※令和3年度より、都所管の社会福祉協議会を対象数に含めます。

※令和5年度より、都所管の社会福祉連携推進法人を対象数に含めます。

(2) 主な指摘事項

実地検査を行った68法人のうち、56法人に対して文書指摘を行い、延べ228事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➤ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。 ◇ 社会福祉法人の理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければならないが、得ていない。 （社会福祉法第43条第3項、指導監査実施要綱Ⅰ-5-(2)-1）	13
➤ 指導監査時点において、期限までに変更登記が行われていないので、是正すること。 ◇ 社会福祉法人は、政令に定める登記事項について、変更が生じたときから2週間以内、資産の総額については毎事業年度終了の日から3月以内に変更の登記をしなければならないが、変更の登記をしていない。 （社会福祉法第29条第1項、組合等登記令第2条、第3条、指導監査実施要綱Ⅲ-4-(4)-3）	11
➤ 欠席が継続している評議員がいるので、是正すること。 ◇ 評議員は評議員会に出席し、役員の選任・解任や、定款変更の承認等の社会福祉法人の基本的事項について決議する等、善管注意義務を果たさなければならないため、評議員会への欠席が継続している評議員がいてはならないが、2回連続で欠席している評議員がいる。 （社会福祉法第38条、民法第643号、第644号、社会福祉法人審査基準第3-1-(3)、指導監査実施要綱Ⅰ-3-(1)-2）	10

➤ 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること。 ◇ 社会福祉法人は会計基準省令に基づく適正な会計処理のため、経理規程を定めるとともに、これを遵守しなければならないが、経理規程で定められている小口現金担当者を任命していない。 ◇ 社会福祉法人は会計基準省令に基づく適正な会計処理のため、経理規程を定めるとともに、これを遵守しなければならないが、経理規程で定められている出納職員による現金の残高照合を行っていない。 (指導監査実施要綱Ⅲ-3-(2)-1、運用上の留意事項1(4))	10
➤ 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないので、是正すること。 ◇ 社会福祉法人の評議員会の招集は、理事会の決議により、日時及び場所、当該評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、評議員会の目的である事項に係る議案の概要について、理事の決議により定めなければならないが、これらの事項が理事会で決議されていない。 (社会福祉法第45条の9第10項、指導監査実施要綱Ⅰ-3-(2)-1)	9
➤ その他 ◇ 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していないので、是正すること。 ◇ 理事及び監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていないので、是正すること。 ◇ 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。 ◇ 定款に記載された内容と事実が異なるので、是正すること。 等	175 (延べ)
合計(延べ)	228

【根拠法令等】

- * 社会福祉法
＝昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
- * 組合等登記令
＝昭和39年政令第29号「組合等登記令」
- * 社会福祉法人審査基準
＝平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」
- * 指導監査実施要綱
＝平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
- * 運用上の留意事項
＝平成28年3月31日雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」別紙

2 介護保険施設

（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常時介護が必要で、かつ在宅介護が困難な要介護者に対して、日常生活上の必要なサービスを提供する施設で、介護保険法第24条及び老人福祉法第18条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

なお、区市が所轄する社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設については、都と区市とで役割分担しながら、実地指導を実施しています。

介護老人保健施設は、症状が安定期にあり、リハビリテーション、看護・介護を中心とした医療ケアを必要とする要介護者が入所・利用する施設で、そのうち東京都は、市町村部に存在する施設を対象に、介護保険法第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

なお、区部に所在する介護老人保健施設については、各区が実地指導を実施しています。

介護医療院は、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設で、都内に33施設あります。介護医療院に対する実地指導は、介護保険法第24条に基づいて実施しています。

(1) 令和6年度 検査実施状況

ア 実地指導

介護保険施設に対しては、全体の19.5%に当たる98施設に対して実地指導を行いました。

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
介護老人福祉施設	391	70	56	17.9%
介護老人保健施設	78	23	19	29.5%
介護医療院	33	5	3	15.2%
計	502	98	78	19.5%

※介護医療院の対象数には八王子市内の施設を含みます。

イ 集団指導

介護保険施設に対して、指導検査業務システムやホームページに動画や資料を掲載する、オンライン形式で実施しました。

種別	参加施設数	主な内容
介護老人福祉施設	527	・運営等に関する基準 ・実地指導において指摘の多い事項 ・サービス提供に当たっての留意事項
介護老人保健施設	73	・運営等に関する基準 ・実地指導において指摘の多い事項 ・サービス提供に当たっての留意事項
介護医療院	28	・事業運営に関する留意事項 ・介護報酬の請求事務

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院は、動画を視聴し、指導検査業務システム等により受講確認アンケートを提出した施設数。

(2) 主な指摘事項

ア 介護老人福祉施設

実地指導を行った70施設のうち、56施設に対して文書指摘を行い、延べ111事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。 ◇ 配置医師の通常の診察について、勤務時間外の対応となっていないにもかかわらず、配置医師緊急時対応加算を算定していた。 (厚告第21号別表1の力、厚労告第96号五十四の二、老企第40号第2の5(34)) ◇ 療養食加算の算定に当たり、食事箋において疾病名が確認できない、減塩食の食塩総量が6.0gを超えているにもかかわらず、算定している日が認められた。 (厚告第21号別表1㉟、老企第40号第2の5(32)) ◇ 複数のユニットにおいて夜勤者が2名しか配置していない日が4日以上あるにもかかわらず、所定単位数を減算しないまま請求していた。 (厚告第29号五イ(2)、同1ロ(2)、厚告第21号別表1注1)	15
➤ 資金の運用は適正に行うこと。 ◇ 前年度の施設における当期資金収支差額合計が資金不足が生じているにもかかわらず本部拠点区分に資金を繰り入れていた。 (第188号通知 第2 3(1)) ◇ 前年度会計における本部拠点区分への「拠点区分間貸付金」について、当該年度内に補てんを受けていなかった。 (第188号通知 第2-3(4)、ガイドラインⅡ-2-1))	13
➤ 事業経営管理体制を確立すること。 ◇ 法人経理規程に基づいて会計責任者が任命されておらず、出納職員との内部牽制に配慮した体制となっていない。 (運用上の留意事項1(1)(2)(4)、ガイドラインⅢ-3-(2)-1) ◇ 法人経理規程に規定された上限額を超える小口現金を所持し、また、通帳残高と現金残高の照合及び会計責任者への報告が漏れているものがあつた。 (運用上の留意事項1(4)、ガイドラインⅢ-3-(2)-1)	12
➤ 施設サービスの提供にあたっての手続きを適正に行うこと。 ◇ 組織規程等により法人代表者から施設長に対し権限が委任されていないにもかかわらず、入所申込者との入所契約を施設長が行っていた。 (社会福祉法第七十七条第一項、都指定条例第十二条第一項、都指定要領第四の8)	12

➤ 契約締結にあたっては透明性を確保すること。	
◇ 業務委託契約の締結において、定款に定める委任の範囲を超えた契約を施設長が締結していた。 (運用上の留意事項1 (4)、ガイドラインⅢ-3- (2) -1) ◇ 介護用品等購入契約において、競争入札や複数業者からの見積もり合わせを行わずに随意契約を締結していた。 (運用上の留意事項1 (4)、ガイドラインⅢ-3- (2) -1)	6
➤ 事故報告を適正に行うこと。	
◇ 骨折事故や誤薬に関する事故など、行政に報告が必要な事故を保険者に報告していない事例があった。 (都指定条例第三十八条第2項、都特養条例第三十条第2項) ◇ 入所者の家族等に事故の連絡をしていない事例があった。 (都指定条例第三十八条第2項、都特養条例第三十条第2項)	6
➤ その他	
◇ 施設サービス計画を適切に作成すること。 等	47 (延べ)
合計(延べ)	111

【根拠法令等】

- * 厚告第21号
＝平成12年2月10日厚生省告示第21号「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
- * 厚告第29号
＝平成12年2月10日厚生省告示第29号「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」
- * 厚労告第96号
＝平成27年3月23日厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」
- * 老企第40号
＝平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- * 都指定条例
＝平成24年3月30日東京都条例第41号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都指定要領
＝平成24年11月16日24福保高施第1468号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領」
- * 都特養条例
＝平成24年3月30日東京都条例第40号「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」
- * 第188号通知
＝平成12年3月10日老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」

＊ガイドライン

＝平成29年4月27日老発0427第1号社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」

＊運用上の留意事項

＝平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基第0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」

イ 介護老人保健施設

実地指導を行った23施設のうち、19施設に対して文書指摘を行い、延べ40事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 設備管理を適正に行うとともに、許可が必要な事項に変更が生じた場合は手続きを適正に行うこと。 ◇ 「レクリエーションルーム」を「食堂」として、「静養室」を「倉庫」として利用するなど、都知事の許可を受けずに構造設備の概要を変更していた。 (介護保険法第94条第2項、介護保険法施行規則第136条第2項)	10
➤ 事故報告を適正に行うこと。 ◇ 施設所在地の区市町村に事故報告を行っていない事例が見受けられた。 (都老健条例第三十八条第2項) ◇ 誤薬に関する事故について、関係区市町村に事故報告を行っていない事例が見受けられた。 (都老健条例第三十八条第2項)	10
➤ 変更の届け出又は変更許可申請を適切に行うこと。 ◇ 協力医療機関に変更があったにもかかわらず、都知事への変更許可申請が確認できなかった。 (介護保険法第94条第2項、介護保険法施行規則第136条第2項) ◇ 介護支援専門員に変更があったにもかかわらず、都知事への変更許可申請が確認できなかった。 (介護保険法第94条第2項、介護保険法施行規則第136条第2項)	7
➤ その他 ◇ 運営規程の内容が適切でないのを是正すること。 ◇ 介護報酬の算定等について誤り（不備）があるので、是正すること。 等	13 (延べ)
合計(延べ)	40

【根拠法令等】

* 都老健条例

＝平成24年3月30日東京都条例第42号「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」

ウ 介護医療院

実地指導を行った5施設のうち、3施設に対して文書指摘を行い、延べ3事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 施設の運営についての重要事項に関する規程を適正に定めること。	3
◇ 運営規程において未規定項目がある、規定の内容が不適切である。 等 (都条例第10条)	
合計(延べ)	3

【根拠法令等】

* 都条例

＝平成30年3月30日東京都条例第51号「東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」

(3) 介護報酬に係る返還金(介護保険施設)

前記の介護保険施設に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は、12,023,332円でした。

区分	件数(施設)	金額(円)
介護老人福祉施設	11	11,971,647
介護老人保健施設	3	51,685
計	14	12,023,332

※金額は令和7年6月末時点のものです。

3 高齢者施設等

（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）

介護保険施設を除いた高齢者施設等については、健全な経営の確保、利用者保護及びサービスの質の向上の視点に立って、施設運営の適正化と感染症や食中毒の発生防止など安全対策の徹底に重点を置いて、実地指導を実施しています。

養護老人ホームは、65歳以上であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を区市町村の措置により入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う施設で、東京都は27の施設を対象に、老人福祉法第18条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、家庭環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設で、東京都は143の施設を対象に、社会福祉法第70条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

有料老人ホームは、高齢者を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上の必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設で、東京都は1,068の施設を対象に、老人福祉法第29条第13項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

サービス付き高齢者向け住宅は、安否確認や生活相談等の生活支援サービスを提供するバリアフリー構造の高齢者向け住宅で、東京都は384か所を対象に、介護保険法第24条及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「住まい法」という。）第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

本報告書に記載されているサービス付き高齢者向け住宅の実地指導数は、指導監査部（介護保険法及び住まい法に基づく実地指導）と住宅政策本部民間住宅部（住まい法に基づく実地指導）が合同で実施したものです。

なお、これらの高齢者施設等は、介護保険法第8条に規定する特定施設の対象となりますが、特定施設入居者生活介護の結果については「5 介護保険在宅サービス事業（福祉系）」に掲載しています。

(1) 令和6年度 検査実施状況

ア 実地指導

高齢者施設等については、全体の 11.9%に当たる 198 施設等に対して実地指導を行いました。

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
養護老人ホーム ※1	27	2	2	7.4%
軽費老人ホーム ※1	143	32	18	22.4%
有料老人ホーム ※1	1,068	93	35	8.7%
サービス付き 高齢者向け住宅 ※1 ※2	421	71	9	16.9%
計	1,659	198	64	11.9%

※1 上記の養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅は特定施設入居者生活介護事業（介護予防含む。）付きの施設を含んだ数。

※2 上記のサービス付き高齢者向け住宅の実地指導数は指導監査部と住宅政策本部民間住宅部と合同で実施した数であり、文書指摘数は指導監査部のみの数。

イ 集団指導

有料老人ホームに対して、指導検査業務システムやホームページに動画と資料を掲載する、オンライン形式で実施しました。

種別	参加施設数	主な内容
有料老人ホーム	857	・運営等に関する基準 ・実地指導において指摘の多い事項 ・サービス提供に当たっての留意事項

※動画を視聴し、指導検査業務システム等により受講確認書を提出した施設数。

(2) 主な指摘事項

ア 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

実地指導を行った2施設のうち、全ての施設に対して文書指摘を行い、延べ2事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 施設運営上の諸規定を整備し、必要な届け出を行うこと。	1
➤ 施設サービスの提供にあたっての手続きを適正に行うこと。	1
合計(延べ)	2

イ 軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

実地指導を行った32施設のうち、18施設に対して文書指摘を行い、延べ37事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 運営規程を変更すること。 ◇ 虐待防止のための措置に関する事項について、運営規程に定めていなかった。 (都軽費条例第四十条(第十三条準用))	9
➤ 入所者預り金等を適切に管理すること。 ◇ 居室の電気代を預り金として管理しているにもかかわらず、預り金管理規程を作成していなかった。 (30福保高施第843号通知3) ◇ 預り金取扱規程では、施設長が通帳及び印鑑を管理し、生活相談員が出納及び帳簿の照合を行うと規定されているが、施設長が生活相談員を兼務しており内部牽制に配慮した体制となっていない。 (指導監督徹底通知5(4)エ、30福保高施第843号通知3(4))	3
➤ 適正な経理処理を行うこと。 ◇ 法人本部に係る経費を法人本部拠点区分ではなく、当拠点区分に計上していた。 (運用上の留意事項6、ガイドラインⅢ-3-(1))	3
➤ 施設サービスの提供にあたっての手続きを適正に行うこと。 ◇ 定款等により法人代表者から施設長に対して入所契約に係る権限が委任されていないにもかかわらず、入所申込者との入所契約を施設長が行っていた。 (社会福祉法第七十七条第1項、都軽費条例第四十条(第十六条第2項準用))	3

➤ その他	19 (延べ)
◇ 身体拘束の適正化を図ること。 等	
合計(延べ)	37

【根拠法令等】

* 都軽費条例

＝平成24年10月11日東京都条例第114号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」

* ガイドライン

＝平成29年4月27日老発0427第1号社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」

* 運用上の留意事項

＝平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基第0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」

* 指導監督徹底通知

＝平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について〔老人福祉法〕」

* 30福保高施第843号通知

＝平成30年6月28日30福保高施第843号「高齢者福祉施設における適正な運営について（通知）」

ウ 有料老人ホーム

実地指導を行った93施設のうち、35施設に対して文書指摘を行い、延べ68事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 事故報告を適切に行うこと。	30
◇ 報告対象である誤薬や医療機関受診に至った事故について、報告すべき自治体へ報告していない事例が見受けられた。 (都有料設置指針12(9))	
➤ 建物設備の管理を適正に行うこと。	10
◇ 機能訓練室を食堂として使用するなど、届け出内容と異なる用途で使用する等の状況が見受けられた。 (老人福祉法第二十九条第2項、老人福祉法施行規則第二十条の五の二、都事務取扱要領第4の1及び2)	

➤ 事故発生又は再発防止のための取組を適正に行うこと。	8
◇ 事故発生防止のための委員会を開催していることが確認できなかった。 （都有料設置指針12（8）ウ）	
➤ 身体拘束等の適正化を図ること。	7
◇ 身体的拘束等を行う際に、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たしているか検討したことが確認できなかった。また、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに理由を記録していない事例が確認された。 （老人福祉法第二十九条第6項、老人福祉法施行規則第二十条の6第1項第3号、都有料設置指針8（3）エ、9（14）及び（15））	
➤ その他	13 （延べ）
◇ 事故発生時の対応を適切に行うこと。 等	
合計（延べ）	68

【根拠法令等】

* 都有料設置指針

＝平成14年11月1日14福高施第611号「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」

* 都事務取扱要領

＝平成23年5月19日23福保高施第394号「東京都有料老人ホーム届出に係る事務取扱要領」

エ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護を含む。)

実地指導を行った71施設のうち、9施設に対して文書指摘を行い、延べ10事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ サービス付き高齢者向け住宅の業務に従事する全ての職員に高齢者虐待防止等に係る研修を実施し、その記録を保存すること。	4
◇ 住宅の業務に従事する全ての職員に対して、高齢者虐待防止に係る研修を実施し、その記録を保存していなかった。 (「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に係る登録事務要領第5条第2項別表「登録要件基準表」その他②、都有料設置指針9(13)エ)	
➤ その他	6 (延べ)
◇ 虐待等発生時には東京都に速やかに報告すること。 ◇ 登録事項の変更を届け出ること。 ◇ 資格要件を満たした職員を常駐させること。 ◇ 重要事項説明書は、必要な事項を実態に即して正確に記載すること。 ◇ 消防法等に定める避難設備が利用できるよう必要な措置を講じること。 ◇ 入居者の緊急事態に迅速かつ適切に対応できる体制を整備すること。	
合計(延べ)	10

【根拠法令等】

* 都有料設置指針

＝平成14年11月1日14福高施第611号「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」

* 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に係る登録事務要領

＝平成24年3月22日23都市住民第1210号「『高齢者の居住の安定確保に関する法律』に係る登録事務要領」

4 介護保険在宅サービス事業(福祉系)

在宅サービス事業(福祉系)には、在宅サービスを適切に利用できるように、ホームヘルパー等が家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等の支援を行う「訪問介護」のほか、「訪問入浴介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」、「特定施設入居者生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、及び利用者の心身の状況・環境、利用者や家族の希望などを勘案して、居宅サービス計画の作成や、居宅サービス事業者等と調整を行う「居宅介護支援」などの事業所があります。

在宅サービス事業に対する実地指導権限は都と区市町村とにあります。都は介護保険法第24条及び第115条の7に基づいて実施しています。

都の実地指導は、区市町村と連携し、利用者等からの苦情、告発、これまでの実地指導の実施状況及び国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用により把握した特異傾向等の情報などを考慮して実施しています。

(1) 令和6年度 検査実施状況(介護予防を含む。)

ア 実地指導

介護保険在宅サービス事業(福祉系)に対しては、全体の3.5%に当たる473事業に対して実地指導を行いました。

(単位：事業)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
訪問介護事業	3,253	55	17	1.7%
訪問入浴介護事業	296	10	2	3.4%
通所介護事業	1,511	58	17	3.8%
短期入所生活介護事業	1,223	137	18	11.2%
特定施設入居者生活介護事業	1,637	179	61	10.9%
福祉用具貸与事業	1,282	14	4	1.1%
特定福祉用具販売事業	1,284	14	2	1.1%
居宅介護支援事業	2,979	6	1	0.2%
計	13,465	473	122	3.5%

※対象数は、令和6年4月1日把握数。

イ 集団指導

ホームページに動画と資料を掲載する、オンライン形式で実施しました。

参加事業所数	主な内容
4,912	・指導検査の実施状況等について ・自己点検の実施について ・高齢者虐待の防止 ・その他

※令和6年度の集団指導の対象は、訪問介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所及び福祉用具貸与・販売事業所。

※動画を視聴し、指導検査システムまたはホームページに掲載しているアンケートフォームにより受講確認書を提出した事業所数。

(2) 主な指摘事項

ア 訪問介護事業

実地指導を行った55事業のうち、17事業に対して文書指摘を行い、延べ25事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 訪問介護計画を適切に作成すること。 ◇ サービスの具体的内容、所要時間、日程等必要事項を記載した訪問介護計画が作成されていない。 (都居宅条例第28条第1項、都居宅要領第三の一の3の(20)の①) ◇ 訪問介護計画の内容について、利用者の同意を得ていない。 (都居宅条例第28条第2項、都居宅要領第三の一の3の(20)の③)	5
➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。 ◇ 全ての訪問介護員等に対し、健康診断を実施していることが確認できないにもかかわらず、特定事業所加算(Ⅰ)を算定している。 (厚告第19号別表の1のイからハまでの注10、厚労告第95号の三のイ、老企第36号第二の2(14)) ◇ 定期的に開催する必要がある会議と、その他の研修等との区分が明確になされていないにもかかわらず、特定事業所加算(Ⅱ)を算定している。 (厚告第19号別表の1のイからハまでの注10、厚労告第95号の三のロ、老企第36号第二の2(14)) ◇ サービス提供責任者が指定訪問介護に同行したか記録により確認できないにもかかわらず、初回加算を算定している。 (厚告第19号別表の1の二の注、老企第36号第二の2(21)) ◇ 指定訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上であるにもかかわらず、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定していない。 (厚告第19号別表の1のイからハまでの注12、老企第36号第二の2(16))	5
➤ 訪問介護員等の勤務体制を定めること。 ◇ 訪問介護員等の勤務体制を定めなければならないにもかかわらず、勤務表を適正に作成していない。 (都居宅条例第11条第1項、都居宅要領第三の一の3の(6))	6

➤ その他	
◇ 変更届を適切に届け出ること。 ◇ サービス提供責任者を適切に配置すること。 ◇ 感染症が発生、まん延しないよう措置を講じること。 等	9 (延べ)
合計(延べ)	25

【根拠法令等】

- * 法
 - ＝平成9年法律第123号「介護保険法」
- * 法施行規則
 - ＝平成11年厚生省令第36号「介護保険法施行規則」
- * 厚告第19号
 - ＝平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- * 老企第36号
 - ＝平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- * 厚労告第95号
 - ＝平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」
- * 都居宅条例
 - ＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都居宅要領
 - ＝平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

イ 訪問入浴介護事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った10事業のうち、2事業に対して文書指摘を行い、延べ2事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 平面図の変更の届出を行うこと。	2
合計(延べ)	2

ウ 通所介護事業

実地指導を行った58事業のうち、17事業に対して文書指摘を行い、延べ24事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 人員基準等を遵守した職員配置を行うこと。	6
◇ 生活相談員、看護職員、機能訓練指導員を適正に配置していない。 (都居宅条例第99条第1項第1号・第2号・第4号、都居宅規則第17条第1項第1号・第2号・第4号、都居宅要領第三の六の1の(1)の③・④・⑥・⑦)	
➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。	4
◇ 機能訓練指導員等が、利用者の居宅を訪問した際に行う、利用者の居宅における生活状況を確認した記録が不十分であったにもかかわらず、個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定している。 (厚告第19号別表の6のイからハまでの注13、厚労告第95号の十六のイ、老企第36号第二の7(13))	
◇ 個別機能訓練計画の作成や個別機能訓練の実施等が確認できないにもかかわらず、個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定している。 (厚告第19号別表の6のイからハまでの注13、厚労告第95号の十六のイ、老企第36号第二の7(13))	
◇ 事業所において、看護職員の1名以上の配置がなされていないにもかかわらず、中重度者ケア体制加算を算定している。 (厚告第19号別表の6のイからハまでの注11、厚労告第95号の十五のハ、老企第36号第二の7(11))	
◇ 同一建物から事業所に通う者に対し、同一建物減算を行わずに、誤って送迎を行わない場合の減算を行っている。 (厚告第19号別表の6のイからハまでの注23、老企第36号第二の7(22))	
➤ 勤務表を適正に作成すること。	3
◇ 利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう従業者の勤務体制を定めなければならないにもかかわらず、勤務表が適正に作成されていない。 (都居宅条例第103条第1項、都居宅要領第三の六の3(2))	

➤ サービス提供にあたっての契約手続きを適正に行うこと。 ◇ 法人代表が管理者に対して利用契約にかかる権限を委任していないにもかかわらず、入所申込者との利用契約を管理者が行っていた。 （社会福祉法第77条第1項、都居宅条例第112条（第12条第1項準用）、都居宅要領第三の六の3（11）（第三の3（8）準用）	3
➤ その他 ◇ 運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を定めること。 ◇ 利用定員を遵守し、サービス提供を行っていない。 ◇ 利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。 等	8 (延べ)
合計(延べ)	24

【根拠法令等】

- * 厚告第19号
＝平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- * 厚告第27号
＝平成12年2月10日厚生省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」
- * 厚労告第95号
＝平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」
- * 老企第36号
＝平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- * 都居宅条例
＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都居宅規則
＝平成24年10月11日東京都規則第141号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 都居宅要領
＝平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

エ 短期入所生活介護事業（介護予防を含む。）

実地指導を行った137事業のうち、18事業に対して文書指摘を行い、延べ18事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ サービス提供にあたっての契約手続きを適正に行うこと。 ◇ 法人代表が管理者に対して利用契約にかかる権限を委任していないにもかかわらず、入所申込者との利用契約を管理者が行っていた。 （社会福祉法第77条第1項、都居宅条例第180条（第153条第1項準用）、都居宅要領第三の八の4（11）（第三の八の3（3）準用））	8
➤ 運営規程に必要事項を定めること。 ◇ 事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならないにもかかわらず、虐待防止のための措置に関する事項を規程に定めていなかった。 （都居宅条例第151条第1項、第172条第1項、都予防条例第175条）	5
➤ 勤務表を適正に作成すること。	2
➤ 個人情報を用いる場合、利用者家族の同意をあらかじめ得ること。	2
➤ 虐待防止のための指針を適正に整備すること。	1
合計（延べ）	18

【根拠法令等】

* 都居宅条例

＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

* 都予防条例

＝平成24年10月11日東京都条例第112号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」

* 都居宅要領

＝平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

オ 特定施設入居者生活介護事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った179事業のうち、61事業に対して文書指摘を行い、延べ113事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 事故報告を適切に行うこと。 ◇ 施設所在地の自治体及び保険者に事故報告を行っていない。 (都居宅条例第236条(同第39条第1項準用)、都予防条例第217条(同第54条の9第1項準用)及び都居宅要領第3の10の3(19)(同第3の1の3(30)準用))	25
➤ 設備管理を適正に行うとともに、変更が生じた場合は届け出を行うこと。 ◇ 相談室等の設備を用途変更していたにもかかわらず、都知事に届出を行っていない。 (介護保険法第75条第1項、第115条の5第1項、介護保険法施行規則第131条第1項第10号、第140条の22第1項第10号)	16
➤ 一週間に2回以上入浴又は清拭を実施し、記録に残すこと。 ◇ 一週間に2回以上の入浴又は清拭の実施の有無が確認できない事例が複数認められた。 (都居宅条例第228条第2項、都予防条例第220条第2項、都居宅要領第3の10の3(8)及び第4の3の8(3))	10
➤ 介護報酬の算定等について誤り(不備)があるので、是正すること。 ◇ 利用者の口腔の健康状態のスクリーニングを行ったことが記録上確認できないにもかかわらず、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していた。 (厚告19号別表10の注14、老企第40号第2の4(14))	9
➤ その他 ◇ 協力医療機関に変更があったにもかかわらず、変更の届け出を行っていない。 ◇ (介護予防)特定施設サービス計画について、褥瘡発症に伴う計画変更が適切におこなわれていない。等	53 (延べ)
合計(延べ)	113

【根拠法令等】

* 都居宅条例

＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

* 都予防条例

＝平成24年10月11日東京都条例第112号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」

*都居宅要領

＝平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

*厚告第19号

＝平成12年2月10日厚告第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

*老企第40号

＝平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービスおよび特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

カ 福祉用具貸与事業（介護予防を含む。）

実地指導を行った14事業のうち、4事業に対して文書指摘を行い、延べ10事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 個人情報を用いる場合、利用者家族の同意をあらかじめ得ること。	2
➤ 福祉用具の保管又は消毒を委託事業者に行わせる場合、履行状況を定期的に確認し、記録すること。	2
➤ 従業員の勤務体制を定めること。	2
➤ 運営規程に必要事項を定めること。	2
➤ 管理者の変更の届出を行うこと。	2
合計（延べ）	10

キ 特定福祉用具販売事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った14事業のうち、2事業に対して文書指摘を行い、延べ6事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 管理者の変更の届出を行うこと。	2
➤ 運営規程に必要事項を定めること。	2
➤ 従業員の勤務体制を定めること。	2
合計(延べ)	6

ク 居宅介護支援事業

実地指導を行った6事業のうち、1事業に対して文書指摘を行い、延べ3事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 主任介護支援専門員である管理者を置くこと。	1
➤ サービス担当者会議における担当者への照会内容について記録すること。	1
➤ 居宅サービス計画の変更に関する一連の業務を適切に行うこと。	1
合計(延べ)	3

(3) 介護報酬に係る返還金(在宅・福祉系)

前記の在宅サービス事業者(福祉系)に対して令和6年度に行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は、2,614,424円でした。

区分	件数(事業)	金額(円)
訪問介護事業	3	1,830,557
通所介護事業	2	463,923
特定施設入居者生活介護事業	5	319,944
計	10	2,614,424

※金額は令和7年6月末時点のものです。

(4) 運営状況等確認検査の実施

平成 25 年度から「指定居宅サービス事業者等の運営状況等確認検査」を実施しています。この検査は東京都が独自に実施するもので、書面による検査を実施しています。概ね6年に1回、定期的に行うことにより、事業所運営の問題点を早期に発見し、事業所の適正な運営を確保することを目的としています。

[実績]

令和6年度
858事業

5 介護保険在宅サービス事業(医療系)

在宅サービス事業(医療系)には、通院が困難な要介護者等に対して、看護師等が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行う「訪問看護」のほか、「通所リハビリテーション」、「訪問リハビリテーション」、「短期入所療養介護」、「居宅療養管理指導」の事業があります。

都はこれらの事業について、介護保険法第24条及び第115条の7の規定に基づき、実地指導及び集団指導を介護予防も含めて実施しています。

(1) 令和6年度 検査実施状況(介護予防を含む。)

ア 実地指導

介護保険在宅サービス事業(医療系)については、全体の4.3%に当たる196事業に対して実地指導を行いました。

(単位：事業)

種別	対象数 (a)	実地 指導数(b)	うち 文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
訪問看護事業	3,319	80	50	2.4%
通所リハビリテーション事業	485	60	16	12.4%
訪問リハビリテーション事業	624	10	4	1.6%
短期入所療養介護事業	162	46	—	28.4%
計	4,590	196	70	4.3%

※健康保険法により保険医療機関に指定された医療機関は、介護保険法に基づく医療系サービス(「訪問看護」「通所リハビリテーション」「訪問リハビリテーション」等)の事業者として指定されたものとみなされます。
また、介護保険法による開設許可をされた介護老人保健施設は、「通所リハビリテーション」「短期入所療養介護」の事業者として指定されたものとみなされます。
これらのみなされた事業所を「みなし指定事業所」といいます。

※上記の表において、

*訪問看護は、みなし指定事業所を含みません。

*通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション及び短期入所療養介護は、みなし指定事業所を含みます。

(ただし、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの保険医療機関みなし指定事業所については、給付実績が基準月において10件以上の事業所のみを含んでいます。)

*なお、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの保険医療機関みなし指定事業所の範囲は、平成30年度から上記のとおり改めました。

イ 集団指導

介護保険在宅サービス事業（医療系）に対しては、指導検査業務システム及びホームページに動画と資料を掲載する、オンライン形式により実施しました。

参加事業者数	主な内容
6,909	・事業運営に関する留意事項 ・指定届、変更届の手続 ・介護報酬の請求事務

※動画を視聴し、指導検査業務システム等により受講確認アンケートに回答した事業者数。

(2) 主な指摘事項

ア 訪問看護事業（介護予防を含む。）

実地指導を行った80事業のうち、50事業に対して文書指摘を行い、延べ53事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 事業所の名称等の事項に変更があったときは都知事に届け出ること。 ◇ 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内にその旨を届け出でない。 （介護保険法第75条、介護保険法施行規則第131条、介護保険法第115条の5、介護保険法施行規則第140条の22）	28
➤ 事業の運営についての重要事項に関する規程を適正に定めること。 ◇ 運営規程において未規定項目がある、規定の内容が不適切である。等 （居宅条例第67条）、居宅予防条例第67条）	10
➤ 運営規程の概要等、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。 ◇ 事業所において、運営規程、重要事項説明書及び料金表の掲示がなされていない、または容易に閲覧が可能な場所に備え付けられていない。 （居宅条例第78条（第33条を準用）、居宅予防条例第74条（第54条の3を準用））	6

➤ その他 ◇ 保健師、看護師又は准看護師を常勤換算方法で 2.5 以上確保していない。 ◇ 通常の事業の実施地域内の居宅で行う指定訪問看護の交通費を徴求している。 ◇ 特別管理加算の算定について適正に行っていない。 等	9 (延べ)
合計(延べ)	53

【根拠法令等】

*介護保険法

＝平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」

*介護保険法施行規則

＝平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」

*居宅条例

＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 111 号）

*居宅予防条例

＝東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 112 号）

イ 通所リハビリテーション事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った 60 事業のうち、16 事業に対して文書指摘を行い、延べ 33 事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 事業の運営についての重要事項に関する規程を適正に定めること。 ◇ 運営規程において未規定項目がある、規定の内容が不適切である。 等 (居宅条例第 139 条、居宅予防条例第 120 条)	8
➤ 事業所の名称等の事項に変更があったときは都知事に届け出ること。 ◇ 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内にその旨を届け出していない。 (介護保険法第75条、介護保険法施行規則第131条、介護保険法第115条の5、介護保険法施行規則第140条の22)	8

➤ 非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うこと。	
◇ 避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を実施したことが確認できない。 （居宅条例第145条（第110条準用）、居宅条例施行要領第三の7の3（7）（第三の六の3（7）準用）、居宅予防条例第121条の2、居宅条例施行要領第四の一）	4
➤ その他	
◇ 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、利用者及び利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。 ◇ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。 ◇ 非常災害に際して必要な設備が、適切に修繕されていない。 ◇ 介護職員処遇改善加算の算定について適正に行われていない。 ◇ サービス提供体制強化加算の算定について適正に行われていない。 ◇ サービス提供前後に外来受診した場合に送迎減算を行っていない。 等	13 （延べ）
合計（延べ）	
	33

【根拠法令等】

*介護保険法

＝平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」

*介護保険法施行規則

＝平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」

*居宅条例

＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 111 号）

*居宅予防条例

＝東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 112 号）

*居宅条例施行要領

＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成 25 年 3 月 29 日 24 福保高介第 1882 号）

ウ 訪問リハビリテーション事業（介護予防を含む。）

実地指導を行った10事業のうち、4事業に対して文書指摘を行い、延べ5事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 運営規程の概要等、サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示すること。 ◇ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の揭示がなされていない、または容易に閲覧が可能な場所に備え付けられていない。 (居宅条例第88条(第33条を準用)、居宅予防条例第84条(第54条の3を準用))	4
➤ リハビリテーションマネジメント加算の算定について適正に行うこと。	1
合計(延べ)	5

【根拠法令等】

* 居宅条例

＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 111 号）

* 居宅予防条例

＝東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 112 号）

エ 短期入所療養介護事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った46事業に、文書指摘を行った事業はありませんでした。

(3) 介護報酬に係る返還金(在宅・医療系)

前記の介護保険在宅サービス事業者（医療系）に対して令和6年度に行った実地指導により判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は96,277円でした。

区分	件数(事業)	金額(円)
訪問看護事業	1	2,850
訪問リハビリテーション事業	1	93,427
計	2	96,277

※金額は令和7年6月末時点のもの

6 障害者支援施設等

障害者支援施設は、夜間における入浴、排せつ等の介護を行う施設入所支援サービスのほか、日中活動を支援するためのサービスを行っています。

その他、日中活動を支援するためのサービスとして生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援等を行う事業所もあります。

これらの障害者支援施設等に対する実地指導権限は、都と区市町村とにあります。都は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第11条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

また、児童福祉施設のうち、障害児入所施設については、児童福祉法第24条の15の規定に基づいて実地指導を実施しています。

(1) 令和6年度 検査実施状況

ア 実地指導

障害者支援施設等及び障害児入所施設については、全体の0.6%に当たる13事業に対して実地指導を行いました。

(単位：事業)

種別	対象数(a)	実地指導数(b)	うち文書指摘 事業数	実施率(b/a)
障害者支援施設等	2,332	12	12	0.5%
障害児入所施設	18	1	1	5.6%
計	2,350	13	13	0.6%

※対象施設について、障害児入所施設は、八王子市に所在する施設を含み、児童相談所設置市に所在する施設は含みません。

イ 集団指導

ホームページに動画と資料を掲載する、オンライン形式で実施しました。

参加事業数	主な内容
2,148	・実地指導で見受けられる事例 ・虐待防止、人権擁護 ・事業運営に関する留意事項 ・障害者施策の動向等

※下記の事業に対して集団指導を（オンラインにて）行いました。
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、施設入所支援、療養介護及び障害児入所施設
（令和6年10月1日までに指定された全事業所）

(2) 主な指摘事項

ア 障害者支援施設等

実地指導を行った12事業のうち、12事業に対して文書指摘を行い、延べ80事項を指摘しました。

指摘の具体事例	文書指摘 事項数
➤ 利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。 ◇ 障害者虐待防止に係る研修を実施していない。 ◇ 虐待防止の責任者や虐待防止のための委員会等内部組織を設置していない。 （虐待防止法第15条、都条例第136号第3条第3項、都条例第155号第3条第3項、都規則第175号第4条の4、障害者虐待の防止と対応の手引き、施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について）	7
➤ 身体的拘束等の適正化を図るため必要な体制の整備を講じること。 ◇ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない。 ◇ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。 ◇ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施していない。 （都条例第136号第50条第3項）（都条例第155号第108条（第35条第2準用）） （都規則173号第9条第1項）（都規則175号第4条の3）	6
➤ 事故発生時に行政へ連絡がされていないので是正すること。 ◇ 利用者に対する障害福祉サービスの提供により発生した事故について行政に報告していない。 （都条例第136号第56条）	6
➤ 感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じていないので是正すること。 ◇ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催していない。 ◇ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的の実施していない。 （都条例第155号第188条（第90条第2項準用）） （都規則第175号第4条の2）	5
➤ サービス提供の記録について利用者等から確認を得ていないので是正すること。 ◇ サービス提供の記録に際し、利用者等から確認を受けなければならない。 （都条例第155号第188条（第23条第2項準用））	4
➤ その他 ◇ 身体拘束廃止未実施減算について、適正に行われていない。 ◇ 指定特定相談支援事業者に個別支援計画を交付していない。 ◇ 契約書またはこれに準ずる書類（請書等）を作成していない。 等	52 (延べ)
合計(延べ)	80

【根拠法令等】

- * 虐待防止法
＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
- * 都条例第136号
＝平成24年12月13日東京都条例第136号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都条例第155号
＝平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都規則第175号
＝平成24年12月21日東京都規則第175号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 障害者虐待の防止と対応の手引き
＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
- * 施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について
＝令和3年5月12日3福保障施第578号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）」
- * 都規則第173号
＝平成24年12月21日東京都規則第173号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

イ 障害児入所施設

実地指導を行った1事業のうち、1事業に対して文書指摘を行い、延べ1事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 他拠点区分への貸付について、年度末に補填していないので是正すること。	1
合計(延べ)	1

(3) 給付費に係る返還金

前記の障害者支援施設に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った給付額は、18,631,907円でした。

区分	件数（施設）	金額（円）
障害者支援施設等	2	18,631,907

※金額は令和7年6月末時点のものです。

7 障害福祉在宅サービス事業等 **（障害福祉在宅サービス事業、障害児通所支援事業）**

障害者総合支援法に基づく在宅サービスには、日常生活を営むことに支障がある在宅の障害者が生活全般の介護、家事等の支援を受ける居宅介護のほか、共同生活援助（グループホーム）などがあります。

これら障害福祉サービス事業に対する実地指導権限は、都と区市町村にあります。都は障害者総合支援法第11条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

また、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業については、児童福祉法第57条の3の3第4項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

(1) 令和6年度 検査実施状況

ア 実地指導

障害福祉在宅サービス事業等については、全体の0.9%に当たる81事業に対して実地指導を行いました。

(単位：事業)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
障害福祉在宅サービス事業	7,554	60	54	0.8%
障害児通所支援事業	1,459	21	19	1.4%
計	9,013	81	73	0.9%

※対象数について、障害児通所支援事業は、児童相談所設置市に所在する施設は含みません。

イ 集団指導

ホームページに動画と資料を掲載する、オンライン形式で実施しました。

種別	参加事業数	主な内容
障害福祉在宅サービス事業	4,958	・実地指導における主な指摘事項 ・事業運営に関する留意事項 ・事業指定後の手続 ・虐待防止、人権擁護
障害児通所支援事業	1,331	・実地指導における主な指摘事項 ・事業運営に関する留意事項 ・虐待防止、人権擁護

※下記の事業に対して集団指導を（オンラインにて）行いました。

- ① 共同生活援助、短期入所及び自立生活援助
(令和6年10月1日までに指定された全事業所)
- ② 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
(令和6年10月1日までに指定された全事業所)
- ③ 児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
及び児童発達支援センター
(令和6年10月1日までに指定された全事業所)

(2) 主な指摘事項

ア 障害福祉在宅サービス事業

実地指導を行った60事業のうち、54事業に対して文書指摘を行い、延べ398事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置を講じていないので是正すること。 ◇ 虐待防止チェックリストを実施していない。 ◇ 虐待防止マニュアルを作成していない。 ◇ 虐待防止啓発掲示物及び虐待通報先の掲示がされていない。 (虐待防止法第15条) (都条例第155号第3条第3項) (障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き) (施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について)	51
➤ 感染症の予防及びまん延の防止のため、必要な措置を講じていないので是正すること。 ◇ 対策を検討するための委員会を定期的を開催していない。 ◇ 指針を整備していない。 ◇ 虐待防止啓発掲示物及び虐待通報先の掲示がされていない。 (都条例第155号第34条第3項、第43条第1項及び第43条第2項(第34条第3項準用)) (都規則第175号第4条の2)	41
➤ 身体的拘束等の適正化を図るため、必要な体制の整備を講じていないので是正すること。 ◇ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない。 ◇ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。 ◇ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施していない。 (都条例第155号第35条の2第3項・第43条第1項(第35条の2第3項準用、都規則第175号第4条の3))	30

➤ 身体拘束廃止未実施減算について、所定単位数を減算していないので是正すること。	
◇ 身体束等の適正化を図るための措置を講じていないにもかかわらず、身体拘束廃止未実施減算を行わずに、介護等給付費を請求していた。 ◇ 支給決定を行った区市町村と協議の上、適切に処理するとともに、その結果を東京都に報告すること。 (報酬告示別表第1の1注16、報酬告示別表第2の1注13)	28
➤ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているので是正すること。	
◇ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ている。 (支援法第51条の2) (支援法施行規則第34条の27及び第34条の28)	26
➤ その他	
◇ 介護給付費の額について通知を行っていないので是正すること。 ◇ 業務継続計画を策定していないので是正すること。 ◇ 事故発生時の対応方法を定めていないので是正すること。	222 (延べ)
合計(延べ)	398

【根拠法令等】

* 都条例第155号

＝平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

* 都規則第175号

＝平成24年12月21日東京都規則第175号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

* 虐待防止法

＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

* 障害者虐待の防止と対応の手引き

＝令和5年7月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

* 施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について

＝令和6年5月9日6福保障施第501号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について(通知)」

* 報酬告示

＝平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

* 支援法

＝平成17年11月7日法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

* 支援法施行規則

＝平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

イ 障害児通所支援事業

実地指導を行った21事業のうち、19事業に対して文書指摘を行い、延べ110事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 障害児の人権擁護、虐待防止等のため、必要な措置を講じていないので是正すること。 ◇ 虐待防止マニュアルを作成していない。 ◇ 虐待防止啓発掲示物及び虐待通報先の掲示を行っていない。 (虐待防止法第15条、都条例139号第3条第4項、障害者虐待の防止と対応の手引き、施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について)	15
➤ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているので是正すること。 ◇ 法令遵守責任者を選任しておらず、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ている。 (児福法第21条の5の26第1項及び第2項、児福法施行規則第18条の37、第18条の38第1号)	11
➤ 感染症の予防及びまん延の防止のため、必要な措置を講じていないので是正すること。 ◇ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。 ◇ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施していない (都条例第139号第39条第2項) (都規則第167号第8条の2)	9
➤ 専門的支援体制加算の算定が不適正なので是正すること。 ◇ 理学療法士等が記載しなければならない専門的支援の実施記録について、支援を行っていない児童発達支援管理責任者が作成している。 ◇ 理学療法士等が不在で支援に従事していない場合に当該加算を算定している。 (都条例第139号第42条第3項、都規則第167号第8条第3項) (都条例第1項第2号及び第18条第1項第2号) (報酬告示別表第1の1の注9及び第3の1の注8) (留意事項通知第二の2(1)④の2及び第二の2(3)③(第二の2(1)④の2準用))	8

➤ 領収書を交付していないので交付すること。	6
◇ 領収書を支払った利用者に対して交付していない。 (都条例第139号第27条第4項、第75条第4項)	
➤ その他	61 (延べ)
◇ 人員に関する基準を満たしていないので是正すること。 ◇ 運営規程に定める内容が不十分なので是正すること。 ◇ 福祉専門職員配置等加算の算定が不適正なので是正すること。	
合計(延べ)	110

【根拠法令等】

- * 虐待防止法
＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
- * 児福法
＝昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」
- * 児福法施行規則
＝昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」
- * 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き
＝令和5年7月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
- * 都条例第139号
＝平成24年12月13日東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都規則第167号
＝平成24年12月21日東京都規則第167号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について
＝令和6年5月9日6福祉障第501号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）」
- * 報酬告示
＝平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- * 留意事項通知
＝平成18年10月31日障発第1031001号通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

(3) 給付費に係る返還金

前記の障害福祉在宅サービス事業等に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った給付額は、1,457,086円でした。

Ⅱ 社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

区分	件数（施設）	金額（円）
障害福祉在宅サービス事業	7	631,068
障害児通所支援事業	5	826,018
計	12	1,457,086

※金額は令和7年6月末時点のものです。

8 保護施設

(救護施設、更生施設、宿所提供施設)

保護施設には、救護施設、更生施設及び宿所提供施設があります。

保護施設に対する指導検査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令及び通知による指導事項について検査を行うとともに、運営全般について助言、指導を行うことによって、適正な事業及び施設の運営並びに施設利用者に対する支援の向上を図ることを目的として、29施設を対象に実施しています。

救護施設は、身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させて保護する施設で、都内に8施設あります。

更生施設は、身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある人を入所させて保護する施設で、都内に11施設あります。

宿所提供施設は、住宅のない要保護者の世帯に対して、住宅を提供するための施設で、都内に10施設あります。

(1) 令和6年度 検査実施状況

保護施設については、全体の27.6%に当たる8施設に対して実地検査を行いました。

(単位：施設)

種別	対象数(a)	実地検査数(b)	うち文書指摘施設数	実施率(b/a)
保護施設	29	8	7	27.6%

(2) 主な指摘事項

実地検査を行った8施設のうち、7施設に対して文書指摘を行い、延べ10事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➤ 感染症及び食中毒の防止及びまん延防止のための指針を整備すること。 ◇ 保護施設等は当該施設において感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しなければならないが、指針が整備されていなかった。 (都規則第5条第1項第2号、都施行要領第4の3(4)イ)	5
➤ 個別支援計画を適切に作成すること。	2

➤ 決められた回数の訓練を実施すること。	1
➤ 感染症対策委員会を設置すること。	1
➤ 機能訓練の計画を作成すること。	1
合計(延べ)	10

【根拠法令等】

*都規則

＝平成 24 年 10 月 11 日東京都規則第 136 号「東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

*都施行要領

＝平成 25 年 1 月 21 日 24 福保生保第 875 号「東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行要領」

9 指定医療機関(生活保護法等)

生活保護法に基づく指定医療機関は、生活保護法による医療扶助のための医療を担当する医療機関です。

この指定医療機関に対する指導は、生活保護法第50条第2項に基づいて実施しています。

指導の目的は、被保護者に対する援助の充実と自立の助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることにあります。

指導形態は、一般指導と個別指導の2種類です。一般指導は、制度の周知徹底を図るため、診療所を対象に講習会形式により実施しています。

また、個別指導は、指導の対象となる指定医療機関を訪問して、個別に面接懇談方式により行っています。

指定医療機関のうち精神科を標榜する医療機関については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第63条に基づく自立支援医療(精神通院医療)の指導を併せて行っています。また、戦傷病者特別援護法の指定医療機関についても、同法第13条に基づき指導を行うこととしています。

(1) 令和6年度 検査実施状況

ア 個別指導

(単位：医療機関数)

種別	対象数 (a)	個別指導数 (b)	指摘数	実施率 (b/a)
指定医療機関 (生活保護法)	24,413	47	47	0.2%
指定自立支援 医療機関	2,183	8	8	0.4%
指定医療機関 (戦傷病者特別援護法)	9	—	—	0.0%
計	26,605	55	55	0.2%

イ 一般指導

(単位：医療機関数)

種別	参加数	主な内容
診療所	(医科) 1,495 (歯科) 814	- 生活保護法の医療扶助における留意事項 - 医療扶助に関する事務の取扱い - 診療報酬請求上の留意事項

※オンライン形式（動画配信方式）により行いました。

(2) 主な指摘事項

ア 医科

指摘の具体事項例	指摘数※
➤ 診療関係記録の記載について ◇ 悪性腫瘍特異物質治療管理料において、腫瘍マーカー検査の結果、治療計画の要点の添付又は記載がない。 ◇ 呼吸心拍監視において、観察した呼吸曲線、心電曲線、心拍数のそれぞれの観察結果の要点の記載がない。 ◇ 特定疾患療養管理料において、管理内容の要点を診療録に記載していない。 ◇ 在宅自己注射指導管理料において、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点の記載がない。 ◇ 特定薬剤治療管理料1において、治療計画の要点を診療録に添付又は記載がない。 (厚労告第59号、保医発0305第4号)	242

➤ 診療報酬の請求について ◇ 算定要件を満たさない呼吸心拍監視の請求が見られた。 ◇ 算定要件を満たさない悪性腫瘍特異物質治療管理料の請求が見られた。 ◇ 算定要件を満たさない特定疾患療養管理料の請求が見られた。 ◇ 算定要件を満たさない在宅自己注射指導管理料の請求が見られた。 ◇ 算定要件を満たさない在宅酸素療法指導管理料の請求が見られた。 (厚労告第59号、保医発0305第4号)	169
➤ その他 ◇ 個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書が無償で交付していない。(医療扶助の取扱い) ◇ 食品消費日計表を作成すること。(食事療養の状況について) (厚告第222号、保発0305第11号、保医発0305第13号)	54 (延べ)
合計(延べ)	465

※指摘数は、文書指摘のほか、口頭指摘も含む。

イ 歯科

指摘の具体事項例	指摘数※
➤ 診療報酬の請求について ◇ 印象採得の請求誤りが見られた。 ◇ 補綴時診断料の請求誤りが見られた。 ◇ 金属歯冠修復の請求誤りが見られた。 ◇ クラウンブリッジ維持管理料の請求誤りが見られた。 ◇ 装着の請求誤りが見られた。 (厚労告第59号、保医発0305第4号)	67
➤ 診療関係記録の記載について ◇ 歯科疾患管理料に係る1回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況、口腔の状態等、歯科疾患の継続管理を行う上で必要な情報を診療録に記載していない。 ◇ 歯科衛生実地指導料において、歯科衛生士に行った指示内容等の要点について診療録への記載がない。 (厚労告第59号、保医発0305第4号)	17

➤ その他 ◇ 「歯周病の診断に関する基本的な考え方」（令和2年日本歯科医学会）に則った歯科医学的に妥当適切な歯周治療が行われていない。（診療の状況について） ◇ 必要性の認められないスケーリング・ルートプレーニングを実施している例が認められたので、歯周病検査の結果、画像診断等に基づく的確な診断及び治療計画により適切な治療を行うこと。（診療の状況について） ◇ 必要性の認められない完全埋伏抜歯を実施している。（診療の状況について）（厚労告第59号、保医発0305第4号）	19 (延べ)
合計(延べ)	103

※指摘数は、文書指摘のほか、口頭指摘も含む。

【根拠法令等】

* 厚告第222号

＝昭和25年8月23日厚生省告示第222号「指定医療機関医療担当規程」

* 厚労告第59号

＝平成20年3月5日厚生労働省告示第59号「診療報酬の算定方法」

* 保医発0305第4号

＝令和6年3月5日保医発0305第4号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

* 保発0305第11号

＝令和6年3月5日保発0305第11号「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」

* 保医発0305第13号

＝令和6年3月5日保医発0305第13号「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」

(3) 指定医療機関に係る返還金

個別指導等を実施した結果、令和6年度に指定医療機関へ過誤調整した額は、4,074,520円でした。

区分	件数（医療機関数）	金額（円）
医科	42	1,879,280
歯科	4	2,195,240
計	46	4,074,520

10 児童福祉施設等（保育所・保育施設を除く。）

（児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム）

児童福祉施設等（保育所・保育施設を除く。）については、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び自立援助ホームに対して指導検査を行っています。

指導検査は、児童福祉法の趣旨を踏まえ、児童が「適切に養育され」「その生活を保障され」「愛され、保護され」「その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる」ために、児童福祉施設等に対し、運営管理、利用者支援及び会計経理の面から実施しています。

児童養護施設は、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、養護し、併せてその自立を支援すること等を目的とした施設です。

児童養護施設の48か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて生活指導、学習指導、職業指導を通じて心身の健全な育成及び自立支援を図ることを目的とした施設です。

児童自立支援施設の2か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

乳児院は、保護者のいない場合及び保護者による養育が困難又は不適當な場合に、乳幼児を入所させて、養育する施設です。

乳児院の7か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

母子生活支援施設は、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する施設です。

母子生活支援施設の20か所を対象に、児童福祉法第46条に基づき指導検査を実施しています。

自立援助ホームは、中学卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童等に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設です。

自立援助ホームの18か所を対象に、児童福祉法第34条の5に基づき指導検査を実施しています。

(1) 令和6年度 検査実施状況

児童福祉施設等については、全体の68.4%に当たる65施設に対して実地検査を行いました。

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
児童養護施設	48	44	10	91.7%
児童自立支援施設	2	1	1	50.0%
乳児院	7	7	2	100.0%
母子生活支援施設	20	7	1	35.0%
自立援助ホーム	18	6	2	33.3%
計	95	65	16	68.4%

※対象施設について、八王子市に所在する施設（母子生活支援施設を除く。）を含み、児童相談所設置市に所在する施設は含みません。

(2) 主な指摘事項

ア 児童養護施設

実地検査を行った44施設のうち、10施設に対して文書指摘を行い、延べ10事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 防災訓練(避難・消火・地震等)を適切に実施すること。 ◇ 非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努め、避難訓練及び消火訓練については月1回以上実施しなければならないが、避難訓練等を実施していない月があった。 (都条例第43号第20条第2項、都規則第47号第5条)	4
➤ 安全計画を策定すること。 ◇ 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないが、安全計画を策定していなかった。 (都条例43号第20条の3)	4

➤ その他	2 (延べ)
◇ 契約を適正な方法により行うこと。 ◇ 現金保有額が経理規程に定めた金額を超えている。	
合計(延べ)	10

【根拠法令等】

* 都条例第43号

＝昭和24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」

* 都規則第47号

＝昭和24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

イ 児童自立支援施設

実地検査を行った1施設に対して文書指摘を行い、1事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 安全計画を策定すること。	1
合計(延べ)	1

ウ 乳児院

実地検査を行った7施設のうち、2施設に対して文書指摘を行い、延べ2事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 児童の預り金等に関する管理規程を作成していない。	1
➤ 契約を適正な方法により行うこと。	1
合計(延べ)	2

エ 母子生活支援施設

実地検査を行った7施設のうち、1施設に対して文書指摘を行い、1事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 防災訓練(避難・消火・地震等)を適切に実施すること。	1
合計	1

オ 自立援助ホーム

実地検査を行った6施設のうち、2施設に対して文書指摘を行い、7事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 月次報告を適切に行うこと。	2
➤ その他	5 (延べ)
◇ 現金収入の入金を適切に行うこと。	
◇ 固定資産に係る事務処理を適切に行うこと。	
◇ 積立金の使用計画を作成すること。	
◇ 防災訓練(避難・消火・地震等)を実施すること。	
◇ 夜間(想定)訓練を実施すること。	
合計(延べ)	7

11 保育所・保育施設等

児童福祉法に基づく保育所・保育施設には、「認可保育所」と「認可外保育施設」があります。

「認可保育所」は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たした施設として、児童福祉法第35条に基づき知事が認可した保育施設です。

一方、「認可外保育施設」は、児童福祉法第39条の保育所の定義に規定する業務を目的とする施設ですが、同法第35条による知事の認可及び同法第34条の15による区市町村長の認可を受けていない保育施設です。

東京都認証保育所は認可外保育施設ですが、都が独自に認証基準を設けています。また、認証保育所以外の認可外保育施設には、ベビーホテル、家庭的保育事業、事業所内保育施設、院内保育施設、その他の施設及び居宅訪問型保育事業があります。

保育施設に対する指導監督は、認可保育所については児童福祉法第46条に基づき、また認可外保育施設については児童福祉法第59条に基づき実施しています。

指導監査部では、認可保育所の2,558施設（島しょに設置されている施設については、各支庁が指導検査を行っています。）、東京都認証保育所の412施設及び認可外保育施設の873施設（家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く）を対象に指導検査を行っています。なお、認可外保育施設のうち居宅訪問型保育事業は法人が実施するものと個人が実施するものがあり、法人については法人事業所に対する立入調査、個人については集団指導を行っています。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「こども園法」という。）に基づく認定こども園は、幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、その両方の役割を果たす仕組みとして創設され、「幼保連携型認定こども園」、「幼稚園型認定こども園」、「保育所型認定こども園」、「地方裁量型認定こども園」があります。

指導監査部では、幼稚園型認定こども園以外の認定こども園を対象として指導検査を実施しています。保育所型認定こども園は認可保育所として、地方裁量型認定こども園は東京都認証保育所として児童福祉法等に基づき実施しており、幼保連携型認定こども園の31施設についてはこども園法第19条に基づき実施しています。

○ 認可保育所及び幼保連携型認定こども園

指導検査では、職員の確保・処遇、非常災害対策などの運営管理、児童の権利擁護、健康安全対策などの（教育）保育内容、適切な計算書類の作成、会計帳簿の整備などの会計経理が、それぞれ基準に沿って適正に行われているかを確認し、指導を行っています。

また、平成27年4月の子ども・子育て支援法施行により、認可保育所等が施設型給付（委託費）を受ける場合には、区市町村から「特定教育・保育施設」としての確認を受けることになり、区市町村には同法第14条に基づき、特定教育・保育施設である認可保育所等に対する指導検査権限が付与されました。指導検査にあたっては、区市町村と合同で実施する等、連携した取組を進めています。

○ 東京都認証保育所

東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）は、大都市における多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、東京都が独自の基準を設定し、認証する保育所です。平成13年5月に創始され、以下のような特色を持っています。

- ・ 区市町村の設置計画に基づき、区市町村の推薦を受け、「東京都認証保育所事業実施要綱」で定める要件を満たした保育所について、東京都が認証する。
- ・ 開所後は区市町村とともに指導する。
- ・ 全施設において、0歳児保育（ただし、1歳児の定員を設定する施設においては、区市町村が認める場合に限り、0歳児の定員を設定しないことができる。）及び13時間以上の開所とする。
- ・ 利用者と保育所が直接利用契約を結ぶ。
- ・ 保育料は、設置者が自由に設定する。ただし、月220時間以下の利用の場合には上限を定めている。

認証保育所に対する指導監督は、「東京都認証保育所事業実施要綱」に定める「指導監督基準」により実施しています。

○ 認可外保育施設

認可外保育施設に対する指導監督は、東京都の「認可外保育施設に対する指導監督要綱」に定める「指導監督基準」により実施しています。

なお、令和元年10月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、認可外保育施設を含む「特定子ども・子育て支援施設等」に対し、区市町村には、子ども・子育て支援法第30条の3で準用する同法第14条に基づき、指導検査を行う権限が付与されています。

(1) 令和6年度 検査実施状況

保育所・保育施設等については、全体の18.1%に当たる703施設に対して実地検査を行いました。

ア 実地検査

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
認可保育所	2,558	220	90	8.6%
認証保育所	412	114	60	27.7%
認可外保育施設	873	363	135	41.6%
幼保連携型認定こども園	31	6	2	19.4%
計	3,874	703	287	18.1%

※対象数について、認可保育所は、児童相談所設置市及び島しょ部に所在する施設は含みません。また、認可外保育施設及び幼保連携型認定こども園は、児童相談所設置市に所在する施設は含みません。対象数及び実施施設について、認可外保育施設では、令和6年4月2日以降に届出された施設で、立入調査を実施した13施設を含みます。上記のほか、認可外保育施設の居宅訪問型保育事業(法人)について、法人事業所に対して立入調査を行っています(対象数146、立入調査数13、文書指摘事業所数7、実施率8.9%)。

イ 集団指導（居宅訪問型保育事業）

認可外保育施設の居宅訪問型保育事業(個人)に対して、集団指導を行いました。実施方法は、①ホームページに掲載した動画の視聴及び資料の確認、②効果測定として、システム上で質問への回答と関係資料の提出、③都から送付する結果通知に指摘事項があった場合は、改善状況報告を提出、という流れになっています。

開催時の対象数1,617事業者に対し、444事業者が参加(実施率27.5%)しました。

種別	参加事業者数	主な内容
居宅訪問型保育事業(個人)	444	・居宅訪問型保育事業制度の概要(必須) ・居宅訪問型保育事業の指導監督基準の解説(必須) ・保育所での事故を防ぐために(必須) ・保育所における防火対策について(任意) ・保育所における交通安全対策について(任意)

※参加事業者数は、効果測定を行った事業者数。

(2) 主な指摘事項

ア 認可保育所

実地検査を行った220施設のうち、90施設に対して文書指摘を行い、延べ167事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 避難・消火訓練を毎月実施すること。 ◇ 避難及び消火に関する訓練を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、実施していない月がある。 (都条例第43号第20条第2項、都規則第47号第5条)	27
➤ 保育士を適正に配置すること。 ◇ 開所時間中に配置される保育士のは数は、2人を下回ってはならないが、○月○日午前○時から午前○時までの間、常勤保育士1名と保育従事者(無資格)1名の配置であった。 (都条例第43号第43条、都規則第47号第16条、9福子推第1047号第2-4(1))	14
➤ カーテン、絨毯等が防災性能を有していないので、是正すること。 ◇ カーテン、敷物等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならないが、防災性能を有していない。 (都規則第47号第14条第1項第8号、消防法第8条の3)	14
➤ 事故報告を行うこと。 ◇ 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合には、区市町村の主管部署に対し、事案の概要及び発生状況、対応等を迅速に報告しなければならないが、区市町村への報告を行っていなかった。 (こ成安第142号、5福祉子保第2346号)	11
➤ その他 ◇ 他のサービス区分・拠点区分・事業区分への貸付は年度内に補填すること。 ◇ 安全計画を策定すること。等	101 (延べ)
合計(延べ)	167

【根拠法令等】

*都条例第43号

＝平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」

*都規則第47号

＝平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

*9福子推第1047号＝平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」

*こ成安第142号＝令和5年12月14日こ成安第142号、5教参学第30号「教育・保育施設等における事故の報告等について」

*5福祉子保第2346号＝令和5年12月25日5福祉子保2346号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」

*消防法＝昭和23年7月24日法律第186号「消防法」

イ 東京都認証保育所

立入調査を行った114施設のうち60施設に対して文書指摘を行い、延べ99事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 救命救急訓練を実施すること。 ◇ 事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、救命救急訓練を実施しなければならないが、実施していない。 (12福子推第1157号運営管理7(5))	26
➤ 避難・消火訓練を毎月実施すること。 ◇ 避難及び消火訓練を毎月1回以上実施しなければならないが、実施していない月がある。 (12福子推第1157号運営管理7(5))	16
➤ 施設長が他の業務を兼務しているので、是正すること。 ◇ 施設長は、他の業務を兼務してはならないが、施設長が保育業務に従事している日が複数日ある。 (12福子推第1157号運営管理4(1))	9
➤ 調理従事者又は調乳担当者の検便を適切に行っていないので、是正すること。 ◇ 調理・調乳に従事する職員に対し、採用時及び毎月検便を実施し、結果を確認したうえで業務に従事させなければならないが、一部の職員の検便を実施していない。 (12福子推第1157号保育内容2(6)ア)	8

➤ その他 ◇ 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいないので、是正すること。 ◇ カーテン、絨毯等が防災性能を有していないので、是正すること。 ◇ 安全計画を策定していないので、是正すること。	40 (延べ)
合計(延べ)	99

【根拠法令等】

*12福子推第1157号

＝平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」16及び18により定める「東京都認証保育所指導監督基準」

ウ 認可外保育施設

立入調査を行った363施設のうち、135施設に対して文書指摘を行い、延べ406事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていないので是正すること。 ◇ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を定期的の実施しなければならないが、関係機関への緊急通報訓練が実施されていない。 (56福児母第990号7(8))	56
➤ 安全計画が策定されていないので、是正すること。 ◇ 安全計画を策定し、乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施しなければならないが、安全計画が策定されておらず、安全計画について職員への周知や安全計画に定める研修及び訓練の実施、保護者に対する安全計画に基づく取組の内容等についての周知が行われていない。 (56福児母第990号7(8))	40
➤ 入所児童の避難に有効な非常口が1か所のみなので是正すること。 ◇ 火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、非常口を2か所2方向で適切に設置しなければならないが、入所児童の避難に有効な非常口が1か所のみであった。 (56福児母第990号3(1)、(3))	24

➤ 乳幼児の避難に適した設備等が適切に設けられていないので是正すること。 ◇ 保育室を2階に設ける場合、乳幼児の避難に適した屋内階段、屋外階段、退避上有効なバルコニー、準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備を2か所以上設けなければならないが、適切に設けられていない。 ◇ 保育室を3階以上に設ける場合、各保育室の各部分から歩行距離が30m以内に、乳幼児の避難に適した屋内階段、屋外階段、耐火構造の傾斜路のうち2以上を設けなければならないが、適切に設けられていない。 (56福児母第990号4)	23
➤ 消防計画を作成していないので是正すること。 ◇ 非常災害に対する具体的な計画（消防計画）を策定しなければならないが、作成していない。 (56福児母第990号3(2))	22
➤ 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいないので是正すること。 ◇ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、救命講習を定期的に受講しなければならない（過去3年以内に救命講習を受講した保育従事者がいることが必要である）が、救命講習を受講した保育従事者がいない。 (56福児母第990号7(8))	20
➤ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に不用意に置かれていないか等について定期的な点検が行われていないので是正すること。 ◇ 認可外保育施設は、窒息の可能性のある玩具や小物が保育環境下に不用意に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しなければならないが、定期点検の記録が確認できない。 (56福児母第990号7(8))	20
➤ その他 ◇ 入所児童の在籍時間帯に、1人勤務の時間帯があるので是正すること。 ◇ 労働基準法等により備え付けが義務付けされている帳簿が整備不十分なので是正すること。 ◇ 入所後の乳幼児の健康診断が全く実施されていないので是正すること。等	201 (延べ)
合計(延べ)	406

【根拠法令等】

* 56福児母第990号

＝昭和57年6月15日56福児母第990号「認可外保育施設に対する指導監督要綱」第3条により定める「認可外保育施設指導監督基準」

エ 幼保連携型認定こども園

実地検査を行った6施設のうち、2施設に対して文書指摘を行い、延べ3事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 避難・消火訓練を毎月実施すること。	1
➤ 幼保連携型認定こども園である旨の掲示をすること。	1
➤ 附属明細書について計算書類の金額と一致していないので、是正すること。	1
合計(延べ)	3

オ 認可外保育施設の居宅訪問型保育事業(個人)

集団指導で効果測定を行った 444 事業者のうち、110 事業者に対して文書指摘を行い、延べ 126 事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 救命講習を定期的に受講していないので是正すること。 ◇ 事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講しなければならないが、実技を伴う救命講習を受講していない。 (56福児母第990号7(8))	110
➤ 保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していないので是正すること。 ◇ 居宅訪問型保育に従事する者は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了したものでなければならないが、提出された資料からは、必要な資格(又は研修の受講)の確認ができなかった。 (56福児母第990号1(3))	16
合計(延べ)	126

【根拠法令等】

* 56福児母第990号

＝昭和57年6月15日56福児母第990号「認可外保育施設に対する指導監督要綱」第3条により定める「認可外保育施設指導監督基準」

(3) 認可保育所・認証保育所・認可外保育施設講習会

- 東京都では、保育行政の適正かつ円滑な実施を確保するため、実地検査による指導に加え、講習会形式による指導を認可保育所、認証保育所及び認可外保育施設を対象として年1回ずつ開催しています。
- 講習会では、制度改正や施策の紹介、過去の指導事例等についての講義を行うほか、保育所運営に必要な労働基準法や消防法に関する情報提供も行っています。
- 各保育所においては、東京都の条例や実施要綱、その他関係法令・例規等を理解し、適切な施設運営及び保育の質の向上を図るための機会として活用するよう促しました。
- なお、令和3年度からは集合形式ではなく、ホームページに説明動画及び資料を掲載し、各自で視聴する形式で実施しています。
- 講習会資料については東京都福祉局のホームページ（福祉の基盤づくり＞社会福祉法人・施設等の指導検査＞保育施設の指導検査について＞令和6年度保育所講習会資料）に掲載しています。
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/hoikushisetsukensa/6nendohoikusyokousyuukai.html>

種別	主な内容
認可保育所	(1) 保育施設における防災対策等について (2) 労働関係法令について (3) 保育所における交通安全対策等について (4) 認可保育所の指導検査について
認証保育所	(1) 保育施設における防災対策等について (2) 労働関係法令について (3) 保育所における交通安全対策等について (4) 認証保育所の運営について (5) 認証保育所の立入調査について
認可外保育施設	(1) 保育施設における防災対策等について (2) 労働関係法令について (3) 保育所における交通安全対策等について (4) 認可外保育施設の運営について (5) 認可外保育施設の立入調査について

(4) 認可外保育施設に対する巡回指導体制の強化

- 東京都では、平成28年度における「待機児童解消に向けた緊急対策」において、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童と保護者の安全・安心を確保するため、「巡回指導チーム」の編成により指導体制を強化することとし、平成29年3月から巡回指導を開始しています。
- 巡回指導は、届出内容や保育内容等のうち、職員配置、食事や午睡時の保育、衛生面等を中心に指導・助言しています。また、巡回指導の結果については、立入調査等に活用しています。

巡回指導実施状況（令和6年4月から令和7年3月）

対象数(a) (R6.4.1 現在)	巡回指導数		実施率 (b/a)
	(b)	うち通告なし	
860	880	46	102.3%

※ 対象数は、認証保育所、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く認可外保育施設の届出数
 ※ 巡回指導未実施施設には、電話指導を実施

主な指導事項

- ・ 構造設備等に危険な箇所がある（物の落下防止策の不備等）
- ・ 保育室や調理室及び便所等設備、寝具や遊具の衛生の確保が不十分
- ・ 施設及びサービスに関する内容の見やすい場所への掲示が不十分
- ・ 保育室内の定期的な点検が行われていない
- ・ 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない
- ・ 関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない

(5) 認可外保育施設職員テーマ別研修

東京都では、認可外保育施設（認証保育所等を含む。）向けの研修として、保育理論や事故防止等のテーマ別研修を、公益財団法人東京都福祉保健財団に委託して実施しています。令和6年度は6,006名が受講しました。

12 その他の施設等

（無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、女性自立支援施設）

東京都では、無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、女性自立支援施設に対して指導検査を行っています。

無料低額宿泊所は、社会福祉法第2条第3項第8号に定める「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設です。

無料低額宿泊所の120か所を対象に、社会福祉法第70条に基づき、東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例その他関係法令通知による指導事項について指導検査を実施しています。

日常生活支援住居施設は、無料低額宿泊所のうち、生活保護法に規定する被保護者ごとに個別支援計画を策定し、当該計画に基づき個別的・専門的な日常生活上の支援を行う施設として、その支援の実施に必要な人員を配置するなど一定の要件を満たす施設です。

日常生活支援住居施設の52か所を対象に、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令第24条に基づき指導検査を実施しています。

女性自立支援施設は、様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、心と体の健康や権利の回復を図り、安定して自立した生活ができるよう中長期的な支援を行う施設です。

女性自立支援施設の5か所を対象に、社会福祉法第70条に基づき指導検査を実施しています。

(1) 令和6年度 検査実施状況

全体の41.2%に当たる73施設に対して実地検査を行いました。

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率(b/a)
無料低額宿泊所	120	49	20	40.8%
日常生活支援住居施設	52	23	3	44.2%
女性自立支援施設	5	1	1	20.0%
計	177	73	24	41.2%

(2) 主な指摘事項

ア 無料低額宿泊所

実地検査を行った49施設のうち20施設に対して文書指摘を行い、延べ66事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 1年に1回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うこと。 ◇ 非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならないが、行われていなかった。 (都条例第29条第2項)	9
➤ 入居者の意向確認及び関係機関との協議の結果を記録すること。 ◇ 居室の利用その他のサービスの提供に関する契約の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所その他の都又は区市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議し、その結果を記録しなければならないが、記録していなかった。 (都条例第15条第4項、都要領第1章第4-3(4))	7

➤ 設備が入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものにする。	
◇ 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならないが、建物の経年劣化や設備故障などにより入居者の衛生環境や安全が考慮された状態ではない事例があった。 (都条例第9条)	5
➤ 利用者に契約書を交付すること。	
◇ 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、契約事項を記載した書面を交付しなければならないが、交付していなかった。 (法第77条第1項)	4
➤ 契約を更新する場合は文書により締結すること。	
◇ 契約を更新する場合は、文書により締結しなければならないが、契約の更新に当たり文書により締結していなかった。 (都要領第1章第4-3(4))	4
➤ 入居者の見やすい場所に、入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。	
◇ 事業の適正な実施と、入居者等のサービスの選択に資する観点から、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならないが、掲示していなかった。 (条例第24条第1項、都要領第1章第4-11)	4
➤ その他	
◇ 契約期間の満了前に、入居者の意向を確認すること。 ◇ 福祉事務所その他の関係機関と、入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議すること。 ◇ 原則として1日に1回以上、入居者の状況を把握すること。 ◇ 設備、職員及び会計に関する記録を整備すること。 ◇ 避難口及び避難通路を整備すること。 等	33 (延べ)
合計(延べ)	66

【根拠法令等】

* 都条例

＝令和元年12月25日東京都条例第81号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」

* 都要領

＝令和2年3月24日31福保生保第1684号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例等施行要領」

* 法

＝昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」

イ 日常生活支援住居施設

実地検査を行った23施設のうち3施設に対して文書指摘を行い、延べ3事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 個別支援計画の内容について、入所者に対して説明し、文書により入所者の同意を得ること。	2
➤ 6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行うこと。	1
合計(延べ)	3

ウ 女性自立支援施設

実地検査を行った1施設に対して文書指摘を行い、延べ3事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事項数
➤ 月次報告を適切に行うこと。	1
➤ 現金残高の確認を適切に行うこと。	1
➤ 小口現金を適切に保有すること。	1
合計(延べ)	3